

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：バングラデシュ国社会保障セクターに係る情報
収集・確認調査 (QCBS - ランプサム型)

調達管理番号：23a00712

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年11月15日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年11月15日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称: バングラデシュ国社会保障セクターに係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

(2) 業務内容: 「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定): 2024年2月 ~ 2024年8月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム方式(一括確定額請負型)にて行います。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

担当者メールアドレス : Matsushita.Yuichi@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第四課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目 | 期限日時 |
|-----|--|---|
| 1 | 配付依頼受付期限 | 2023年11月21日 12時 |
| 2 | 企画競争説明書に対する質問 | 2023年11月29日 12時 |
| 3 | 質問への回答 11月21日12時までの受領分 | 第1回 回答日 2023年11月27日 |
| 4 | 質問への回答 | 第2回(最終)回答日 2023年12月4日 |
| 5 | プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼 | プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで |
| 6 | 本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日 | 2023年12月8日 12時 |
| 7 | プレゼンテーション | 行いません。 |
| 8 | プロポーザル審査結果の連絡 | 見積書開封日時の2営業日前まで |
| 9 | 見積書の開封 | 2023年12月22日 10時30分 |
| 10 | 評価結果の通知日 | 見積書開封日時から1営業日以内 |
| 11 | 技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く) | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。 |

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙3「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

技術評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (2) に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」もしくは「JICA」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国社会保障セクターに係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

（1）バングラデシュ国における社会保障セクターの現状と課題

バングラデシュ人民共和国（以下、バングラデシュ）の実質 GDP 成長率は、2022/2023 年度（2022 年 7 月～2023 年 6 月）はウクライナ危機等による資源・食料価格の上昇等の影響を受けつつも堅調な純輸出が反映され、予想されていた 5.3%から 6.0%に引き上げられた。2023/2024 年度は 6.5%程度の堅調な経済成長が見込まれている（アジア開発銀行。以下、「ADB」）。中国、ベトナムなどに続く潜在的な市場及び生産拠点として、南アジア地域の安定と経済発展に重要な役割を果たしている。一人当たりの GNI は 2011 年の 890 ドルから 2022 年には 2,820 ドルと 3 倍以上に増加し（世界銀行。以下、「世銀」）、2018 年には後発開発途上国（LDC）の卒業基準を達成し、今後も順調に社会経済の成長が進む場合には、2026 年に LDC から正式に卒業する予定である。しかしながら、未だ人口の 10%以上が国際貧困ライン²を下回っている状況（世銀、2022）。また、財政収支は対 GDP 比 5%程度の赤字であり、税収が対 GDP 比 9%と他国と比べて著しく低い（国際通貨基金。以下、「IMF」、2022）。バングラデシュでは、国の低い税収等を背景に、保健・社会保障分野等への公的支出が不十分であることから、公的社会保障制度等の整備に遅れが生じ、バングラデシュ国内全人口の 70%以上が社会保障制

² 国際貧困ラインは 1 日 1.9 ドル未満（2021 年購買力平価（米ドル換算））で生活する貧困状態と設定されている。なお、これに対し、バングラデシュ政府が独自に定める国内貧困ラインと同等の支出レベルの貧困状態で生活する人口（2016 年）は、24.3%

度へ十分にアクセスできない状態にある等、社会経済開発を阻む要因の一つとなっている（Social Common Protection、2022）。加えて、同国では、2015年頃から約40年間に渡り人口ボーナス期が続くと見込まれている中、人口ボーナスを享受している間にセーフティネットを整備するべく、特に、貧困層、障害者、脆弱な立場にある女性や子ども等の社会的脆弱層へのセーフティネットとなる公的支援の強化が求められている（JICA、2023）。また、COVID-19の影響により、「新しい貧困層」というカテゴリが生まれつつあり、その脆弱性が浮き彫りとなっている。新型コロナウイルス感染拡大以降、市場での食料品などの価格上昇や、対ドルの通貨タカ安傾向がみられ、これらの要素が継続的に消費者物価指数（CPI）上昇率に影響を与えており、2023年6月のインフレ率は9.7%と発表された。特に食料品等のインフレ率は、前年同月の8.37%から9.76%に上昇するなど、所得に占める食料品に対する支出の割合が高い最貧困層が直面する実質インフレ率はさらに高くなり、社会脆弱層への生活に大きなダメージを与えている。

社会保障制度が抱える課題についてはバングラデシュ政府も認識しており、制度・枠組みの改革のみならず、特に社会的脆弱層の生活を守る福祉を基盤とした社会を構築するため、中長期的な対策に乗り出している。2015年、包括的で即応性のある社会保障制度の構築に向けた長期的ビジョンを示す、国家社会保障戦略（National Social Security Strategy。以下、「NSSS」）及び、NSSS行動計画2016-2020（フェーズI）を策定し（バングラデシュ政府Planning Commission下のCabinet Divisionが実施担当）³、そこで整理された①分断された社会保障行政、②限られた保障適用範囲、③多様なニーズへの不十分な対応などの改革課題に対し、各種施策を進めることが計画された。具体的には、貧困削減戦略を軸に、教育、保健、栄養、衛生・給水、金融包摂、ジェンダー・エンパワーメント、民族・宗教的少数派の社会包摂等の政策が含まれる。NSSS行動計画（フェーズI）の実施はモニタリングを含めて遅れが指摘されており、実施に関するレビューによると、全体的な進展は緩やかで、断片的且つ場当たりのプログラムの導入が要因で、不十分なリソースや支援体制から慢性的に貧困層が恩恵を受けることができていないなど、貧困層を対象としたアプローチの漏れ等も指摘されている（NSSS Midterm Progress Review。以下、「MPR」）。社会保障分野への予算配分については、2019/20年度は対GDP比の約2.6%に相当し、ブータン、パキスタン、スリランカ等を上回るものの、インド、ネパール、モルディブ等よりは下回る状況である。貧困層が1,600万人、貧困層に近い層（貧困ラインの1.25倍）がさらに2,000万人程度いるバングラデシュにとっては、NSSS行動計画の実施と予算配分は未だ十分とはいえない状況となっている（MPR）。

³ Government of Bangladesh (GOB) (2023) Social Security Policy Support (SSPS) Programme

持続的な社会保障制度改革を確実にするため、政府は 2021 年から 2026 年までの新しい NSSS 行動計画（フェーズⅡ）を 2021 年 12 月に承認した。フェーズⅠでカバーしきれていない事項を補完すべく、裁量的なアプローチ⁴であったものから、ターゲット化したユニバーサルなアプローチへ転換し、以下を主な計画として挙げている。①主要な社会保護プログラムの適用範囲の拡大と質の向上、②極貧層や最も脆弱な人々を対象とした核となるスキームの適用範囲の拡大、③卒業プログラム (graduation programme) の段階的かつ実質的な拡大、④最も弱い立場の女性に所得補償を提供し、労働市場への参加の機会を増やす、⑤社会保障への投資を可能にし、老齢、障害、失業、出産のリスクから保護する社会保険制度（国家社会保険制度（National Social Insurance Scheme, NSIS））を開始する、⑥都市部の住民や社会的に排除された人々への適用を拡大し、災害対応型の制度にする、⑦主要社会保障プログラムの統合、⑧高度な経営情報システム（Management Information Systems, MIS）の構築と能力開発により提供システムを強化する、⑨社会保障プログラムの認知度を拡大し、スタッフ（提供者）の意欲向上に繋げるまた、断片的に実施されていたプログラムを監理することを目的に、各省庁を調整する社会保障調整機関の設立と運用が大きな柱となっている。

2020 年 3 月、バングラデシュ政府は、2041 年までの開発目標、及び同目標を達成するための政策・プログラムを伴う開発戦略として、長期計画「展望計画 2021-2041（Perspective Plan of Bangladesh 2021-2041。以下、「PP2041」）」を発表した。PP2041 では、全国民の開発プロセスへの参加及び利益の享受の実現等、貧困削減のため幅広いインクルーシブ戦略も主要なビジョンの一つとして掲げられている。同年 12 月には、「第 8 次五か年計画（2020 年 7 月-2025 年 6 月）（8th Five Year Plan July 2020- June 2025。以下、「8FYP」）」が発表され、過年度の五か年計画から得られた教訓等を踏まえ、PP2041 にて示された主要ビジョンや、戦略目標及び持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」）の達成に向けた具体的な方策が示されており、貧困削減と社会保障の充実も重点戦略の一つに含まれている。これらの中長期計画の下、同国では、100 以上の社会保障プログラム（老齢年金や障害者向け給付金、労働災害保険、妊産婦向け給付金等）が 25 以上の省庁にまたがり実施されているが、各プログラムが小規模かつ断片的であり、提供範囲と給付が不十分であることから、社会のニーズと利用可能な保障との差が広がっている状況である（世銀）。

これらの背景、現状と課題を踏まえ、本調査は、社会保障分野における政策方針や制度改革の最新状況、課題と支援ニーズ、他ドナーによる支援状況に係る調査・分析を行

⁴ 社会保障プログラムに関する、社会保障手当、食料安全保障・災害支援、社会保険、労働/生計、社会的エンパワーメントの 5 つのテーマ別クラスターが形成され、行動計画が提示された後に各々の省庁/部門が実施するもの。

い、特に社会的脆弱層の社会保障の観点から、JICA の中長期支援案を検討することを目的として実施する。

(2) 社会保障セクターにおける我が国及び JICA の協力方針等と取り組み

我が国の対バングラデシュ国別開発協力方針（2018 年）では、「中所得国化に向けた、持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」を基本方針に、重点分野の一つとして「社会脆弱性の克服」を掲げ、貧困、飢餓、教育、保健、ジェンダー、水・衛生などの SDGs の達成に貢献することとしている。

また、バングラデシュ国 JICA 国別分析ペーパー（2023 年）では、LDC 卒業を見据えた持続可能な経済成長の実現と強靱な社会の形成を大目標に掲げ、重点分野とする社会脆弱性の克服に向けて、ガバナンス・地方開発、人間開発、防災・気候変動対策の三点を開発課題に挙げている。加えて、JICA は、課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ、以下「GA」）「社会保障・障害と開発」において、人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度の構築を支援し、高齢者、女性、子どもや障害者等の脆弱層が包摂される社会の実現を目指し、特に、障害者の生計向上、経済活動参加に資する取組として、障害者の就労支援を重点に置いている。また、GA「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」においては、公正で持続可能な社会の実現や社会保障の充実に向け、ジェンダー平等と女性の経済参画の拡大が重要とし、女性や女兒の実現可能能力の強化、制度や仕組みの変革、人々の意識・行動の変容に向けた効果的な取り組み等の 5 つの優先課題⁵を設定し、ジェンダー主流化の推進を掲げている。本調査は、SDGs の観点では、ゴール 1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、ゴール 5「ジェンダー平等の実現」、ゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、ゴール 10「各国内及び各国間の不平等を是正する」等の目標達成にも貢献するものである。

今回の調査分野に関連するものとして、JICA は、障害者の社会参加を目的とした国別研修（2024 年～）の実施を予定している。バングラデシュ政府の障害政策担当者を対象にした本邦研修を通じ、幅広く日本の障害者政策、特に障害者就労に関する政策や制度の理解促進を図り、同国の制度整備に貢献することが期待されている。また、バングラデシュを含むアジア 10 か国を対象にした調査（児童福祉分野課題対応力強化のための情報収集・課題分析業務：2021 年度）では、同国は 2011 年に「国家児童政策」、2015 年には「国家社会保障戦略」を策定し、子どもの保護制度と包摂的な社会保障制度の強化を目的とした、子どもが直面する課題（暴力、児童結婚、人身取引、児童労働、

⁵ ①女性の経済的エンパワメントの推進、②女性の平和と安全の保障、③女性の教育と生涯にわたる健康の推進、④ジェンダー平等なガバナンスの推進、⑤女性の生活向上に向けた基幹インフラの整備

子どもの社会保障等)へ対応する国家行動計画がありつつも、これらの政策や計画を適切に履行するためのマネージメント能力、調整能力、モニタリング・評価に係る、組織としての運営能力の低さが指摘されている状況である。JICAの既往案件含め、上記GA「社会保障・障害と開発」、「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」における協力量針とバングラデシュ政府の社会保障分野の施策は合致していることから、本事業の意義が認められる。

(3) 他の援助機関の対応

NSSSへは、オーストラリア政府やUNDP (United Nations Development Programme)等が技術面での支援を実施中。Social Security Policy Support (SSPS)プログラムを通じて、社会保障分野のガバナンスとシステム強化の側面で、職員の能力強化や、国民IDカード生成や給付金提供手段においても重要な役割を担う電子決済プラットフォーム試運用のためのソフトウェア調査やモニタリング・評価システム、電子決済利用における職員研修等の支援を行っている。ILO (International Labour Organization)は、労災、障害者雇用、障害者及び女性向けの給与補助金、失業保険等の雇用に関連する分野で協力。世銀は、特に貧困層の家庭を対象としたセーフティネットプログラムを実施し、社会的脆弱層を客観的に特定することで、社会保障サービスをタイムリーかつ効率的に市民へ提供するための行政システムの構築・強化に貢献している。加えて、ADBも、2020年より社会保障改革を目的としたプログラム (Strengthening Social Resilience Program)を開始し、社会保障の適用範囲拡大及び効率性の向上や障害者の金融包摂改善、ライフサイクルにおける社会・健康ニーズへの社会保障対応強化を目的として協力中。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

上述の背景、現状と課題を踏まえた上で、本調査は、社会保障分野における政策方針や制度改革の最新状況・課題と支援ニーズ、他ドナーによる支援状況に係る調査・分析をもとに、特に脆弱層の生活保障の観点から、JICAの中長期支援案を検討するための調査とする。(詳細は「第5条 調査の内容」を参照)

(2) 調査の範囲

本調査は、「第3条(1) 調査の目的」を達成するために「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「第

6条 報告書等」に記載の報告書等を作成し、JICA 及びバングラデシュ政府へ説明・協議を行うものである。

(3) 調査対象地域

バングラデシュ全土

(4) 関係機関

社会福祉省 (Ministry of Social Welfare)

社会保障に携わる関連省庁は多岐に渡るため、「第5条 調査の内容(1)」に記載の通り、調査の中で、各実施機関の役割等の情報収集を行う予定。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 実施方針

① 調査対象

本調査の目的は社会保障分野における政策方針や制度改革の最新状況、課題と支援ニーズ、他ドナー支援状況に係る調査・分析を行い、JICA の中長期支援案を検討することにある。社会保障分野が扱う領域は幅広いため、社会保障分野下で、日本が支援を実施する意義、開発効果が十分に期待される項目等を特定するため、本調査前半は、既往調査結果や文献・先方政府や他ドナーへの聞き取り等から幅広く課題やニーズを確認した上で、本調査後半に対象を絞り込んだ調査を行うことを想定している。

JICA はこれまで主に ASEAN 諸国で社会保障分野の基礎調査を実施してきており、調査結果から特定された諸課題を整理し、政府の政策立案・実施担当者の立場から社会保障制度の整備に当たって特に考慮しなければならない①制度デザインの適切性、②制度の効果的・効率的な運営、③制度を支える施設・人材・システム、という3つの視点を抽出している。社会保障を整備する責任は一義的には相手国政府にあり、JICA の社会保障分野協力の目的も主に途上国政府を対象として、実効性ある社会保障制度の構築・実施を支援することにあるため、上述の3つ視点を考慮して JICA の中長期支援案を検討する。また、バングラデシュでは、NGO 等非政府組織が政府に代わり社会サービスの提供を担うことが多く、社会的脆弱層をはじめとする国民の社会サービスへのアクセス向上に寄与している。社会保障分野における主要な NGO や教育機関等の非政府組織の支援体制、支援内容についても調査を通じて確認する。

② 新規支援案の実施スキーム

新規支援案の実施スキームは、技術協力プロジェクトに限らず、円借款や海外投融资、民間連携等、多様なスキームによる支援も視野に入れる。多様なスキームによる支援案を検討する際は、バングラデシュ政府が有する知識・経験・技術を活用し、先方のオーナーシップを引き出しつつ、制度の実行を支援する形が適していると想定されることから、他ドナー・機関による類似案件の支援事例の検証も調査の対象に含める。

③ ジェンダー主流化⁶

本調査ではすべての調査項目において横串的にジェンダーの観点を含め現状を確認するとともに課題を抽出し、それに基づき想定される支援案を検討・提案する。特に、バングラデシュ国内で大きな課題となっているジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender Based Violence, SGBV）（性暴力、人身取引、児童婚、重婚）を含め、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに係る、政府、NGO、女性団体、民間機関、国際援助機関等の支援状況や課題を明らかにしたうえで、同国での必要なアプローチ（個別案件の形成を含む具体的な支援策）等を検討する。

（2）調査実施体制

調査の開始時には国内業務期間を配置し、渡航は2024年2月及び6月頃の二回を予定している。更に、渡航に係る制限可能性も勘案し、ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートの取り纏めに先立つ、調査結果纏め及び支援案に係る先方政府への提示やNGO・教育機関等からの意見聴取、追加の情報収集等は、現地人材（現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント等）の傭上やオンライン活用等により、法人業務従事者の指揮・管理の下、遠隔で実施する。また、限られた日数で現地調査を効率的に実施する為、現地調査前の国内作業においても、同様に現地人材の傭上を認めることとする（積算については、調査期間全体で6人月を上限とする）。特に本調査は幅広い機関（政府機関、NGO、教育機関等）からの情報収集が必要な中、JICAとの接点がこれまで得られた相手が情報収集先となる可能性が想定されるところ、適切な現地人材の活用等を通じた情報収集活動も含めた対応が求められる。については、現地調査のための渡航が不可となった場合の想定も含め、現地人材やオンラインの活用を踏まえた業務計画や調査実施体制を、プロポーザルの提案内容に具体的に含めることとする⁷。

（3）業務履行の確認プロセス

⁶ 全調査項目での網羅的且つ最適な調査手法についてプロポーザルで提案すること。

⁷ 調査スケジュール案や現地人材の有効な活用計画についてプロポーザルで提案すること。

本調査は JICA バングラデシュ事務所や、必要に応じ JICA 南アジア部南アジア四課等の関連部署とも十分に意見交換を行いつつ進めるものとする。なお、協議頻度は、下項目「6. 成果品（2）コンサルタント業務従事月報」提出に合わせ、月1回を目途とするが、必要に応じ、追加して協議の機会を設ける。また、特に以下の段階においては、必ず発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。

ア) インセプション・レポート（案）⁸に係る協議

イ) 現地作業の為の渡航前の対処方針会議

ウ) 現地作業開始時

エ) 現地作業終了時

オ) 第1次及び第2次国内作業および現地作業結果を踏まえ策定した支援・協力案に係る協議

カ) オ) の協議結果および追加情報収集を踏まえ、加除修正した支援・協力案に係る協議

キ) ドラフト・ファイナル・レポートに係る協議

（4）JICA からの便宜供与

本調査の実施における関係機関とのアポイントメント取り付けは、原則、受注者が行うものとする。同様に、現地人材（現地雇用スタッフあるいは現地コンサルタント等）を活用する場合の、現地関係者へのインタビューやアポイントメントについても、第4条調査実施の留意事項（2）調査実施体制記載の通り、本調査は特に受注者が自律的に対応することが求められる。JICA バングラデシュ事務所は、政府関係機関に対し、調査内容・実施スケジュールを共有し、協力を依頼する。

（5）支援案と他ドナー事業との協調

「第5条 調査の内容」（2）～（7）の中には、すでに他ドナーが支援を決定している、もしくは支援中の領域もあり、社会保障セクターにおける他ドナー支援状況の確認及び他ドナー支援のマッピングについては、（「第4条 調査実施」の留意事項（1）実施方針①調査対象）に記載の通り本調査後半で対象を絞り込んだ調査を行う予定のため）本調査前半に実施するのが望ましい。

（6）安全対策

⁸ 定量的な成果指標及びその調査方法をインセプション・レポート及びプロポーザルで提案すること。

バングラデシュへの渡航においては、大統領選挙、ラマダン等の時期を避けた渡航計画とする。また、各調査対象サイトへの渡航にあたっては、実施機関等を通じ、事前の治安状況を確認し、最新の治安情報を把握する。

第5条 調査の内容⁹

(1) 社会保障制度全体（公的医療保険/医療保障制度、社会福祉、高齢化対策、障害者支援、労働者の権利保護、児童福祉）のレビュー

① バングラデシュの社会経済開発状況¹⁰

② 現在の社会保障制度の概観：政策理念・目標、予算規模、行政枠組、法整備状況

(2) 公的医療保険・医療保障制度

① 調査内容

ア) 公的医療保険・医療保障制度に係る主な施策のレビュー：国家政策、関連計画、法令、予算整備、行政枠組み

イ) 公的医療保険・医療保障制度サービス全般の状況：詳細内容、実際の提供状況と利用状況、包摂性・持続性への見通しを含めた財政状況及び課題の抽出

② 想定される支援案（記載に限定するものではない。下記（3）～（7）②についても同様）

ア) 体系的な公的医療保険・医療保障制度の構築、地域レベルでの支援提供（相談援助窓口等）強化

イ) 公的医療保険・医療保障制度に関わる人材育成や能力強化（医療保険に係る情報システム関連事業者など）

ウ) 公的医療保険・医療保障制度のモニタリングと評価システムの強化

(3) 貧困層、生活困窮者向けサービス

① 調査内容

ア) 現在の社会福祉制度全般のレビュー：政策方針、予算措置、行政枠組み、現行の福祉サービスの内容やカバレッジ（ジェンダー、その他の属性（民族・障害など）別のアクセス状況含む）及び社会的包摂への取り組み、各サービスの統合・整理に関する進捗等。

イ) 福祉サービスの提供の現状：地方自治体レベルでの人員（その男女比率等）・予算規模、人材の専門性、サービス相談、生活支援などの仕組み、課題の抽出等

ウ) インフォーマル・リソース・マッピング：地域ベースの社会福祉サービスにおける政府系機関以外の民間・NGO・ボランティア等のリソースの有無、活動分野や内容の検証（女性を対象とする活動の有無の調査含む）。

エ) 貧困層の状況と福祉サービスへのアクセス度合、アクセスにおける障害（ジェンダーや交差性といった視点からの分析含む）

オ) ICT・DX を活用した革新的な取り組み方針の有無・課題（ジェンダー別の課題も含む）

⁹ 想定される支援案についてプロポーザルで追加提案すること。

¹⁰ 社会保障制度に紐付けた社会経済開発状況の分析手法についてプロポーザルで提案すること。

② 想定される支援案

- ア) 福祉プログラム全体のカバレッジの最適化に係る支援
- イ) 福祉サービス提供における脆弱層のアクセスを支援する仕組み整備（情報提供、相談・カウンセリングサービス機能導入等）
- ウ) 公平性と格差是正による福祉サービスへのアクセス向上の支援（ジェンダーギャップ、地域間・民族間格差、貧困層や避難民キャンプ周辺のアホストコミュニティ等の格差解消）
- エ) バングラデシュ政府・行政官への研修、職能開発の支援

(4) 高齢社会対策（公的年金・介護保険・その他福祉サービス）

① 調査内容

- ア) 高齢化に係る基本的指標やデータの収集
- イ) 現在の高齢化政策全般のレビュー：理念・政策目標や方針、関連計画や法令、予算措置、行政枠組み等
- ウ) 高齢者向け所得保障制度・公的サービス全般の状況：詳細内容や支給対象、認知度、支給手続き、実際の提供状況と利用状況および包摂性（アクセス方法）、持続性への見通しを含めた財政状況（包括的な年金制度の確立等）、課題の抽出等
- エ) 今後、必要性が見込まれる制度や施設・サービスを巡る現状と必要な取り組み
- オ) 特に求められる公的介護サービスの範囲やその持続可能な提供に向けて必要な取り組み（政府と民間機関の連携や協力、サービス提供施設拡充や人材育成面、中長期的な財源確保・予算措置等）

② 想定される支援案

- ア) 公的年金・介護制度の支援
- イ) 公的年金・介護制度環境整備の為の政府と民間の連携体制の構築
- ウ) 介護士などの介護人材育成（資格制度の最適化、実技研修、雇用支援等）
- エ) 高齢者の生活支援（就労支援、社会参加支援を含む）の仕組み作り

(5) 障害者向け福祉サービスの拡充・就労促進

① 調査内容

- ア) 障害者支援に係る主な施策のレビュー：政策、法令、予算整備、行政枠組み
- イ) 障害者向け福祉サービス全般の状況：詳細内容（障害者認定ガイドライン等）、実際の提供状況と利用状況および包摂性、持続性への見通しを含めた財政状況、課題の抽出等
- ウ) 障害者支援機関の詳細：人員規模や配置、障害者支援機関・スタッフの役割
- エ) 現地障害者団体への聞き取り：障害者向け福祉サービス・社会参加促進にかかると課題、当事者自身の運動や取組状況、政府や自治体と障害者団体との関わり等
- オ) 今後、必要性が見込まれる制度や施設・サービスを巡る現状と必要な取り組み

② 想定される支援案

- ア) 障害者の政策決定過程への参加の仕組み、障害者の生活支援（就労支援、社会参加支援）の仕組み作り
- イ) 障害者支援に関わるソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）など

- の専門職の教育、人材育成や能力強化
- ウ) 障害者向け福祉サービス（給付金等）のモニタリングと評価システムの強化

(6) 労働者の権利保護

① 調査内容

- ア) 雇用支援政策全般のレビュー：政策、法令、予算整備、行政枠組み（労災や労働組合、女性等ジェンダー別での支援体制の調査等）
- イ) 雇用支援機関の詳細：人員規模や配置、雇用支援機関・スタッフの役割
- ウ) 失業者の所得保障制度や雇用促進の為の制度やサービス：現行の就労支援サービス（失業給付、移民労働者の保障等）の内容、提供状況、利用状況、包摂性、実際の雇用への移行率、就職までの課題。短期の技能訓練等の提供状況、その他全体の課題の抽出

② 想定される支援案

- ア) 失業手当給付条件の見直しや職業斡旋手続きにおける企業との連携等、雇用に繋げる制度や仕組み作り。
- イ) 職業斡旋やマッチングを担う機関の人材育成や能力強化
- ウ) 失業者向けの短期的なスキル取得・向上プログラムの策定や導入支援
- エ) 雇用保険における失業給付や労災給付などの機能促進・強化

(7) 児童福祉支援システム

① 調査内容

- ア) 児童福祉に係る課題、現状等のデータ収集
- イ) 児童福祉全般に係る主な施策のレビュー：国家政策、関連計画、法令、予算整備、行政枠組み
- ウ) 児童福祉支援サービス全般の状況：詳細内容、実際の提供状況と利用状況および包摂性、持続性への見通しを含めた財政状況、課題の抽出等
- エ) 今後、必要性が見込まれる制度や施設・サービス（代替養護制度等）を巡る現状と必要な取り組み

② 想定される支援案

- ア) 体系的な児童福祉支援システムの構築、地域レベルでの支援提供（相談援助窓口等）強化
- イ) 児童福祉支援に関わる人材育成や能力強化（各種活動、マニュアル作成の支援等）
- ウ) 児童福祉サービス（特に児童養護施設）のモニタリングと評価システムの強化

第6条 報告書等

(1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとし、提出期限は2024年8月15日とする。各報告書に記載する内容は、「第5条 調査の内容」をベースに適宜項目を追加し、整理すること。作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の先方政府への説明、協議に

際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。また、各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図った上関係省庁等へ提出及び説明を行うものとする。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部 数：電子データ形式（メール PDF 形式、Word 形式。和文。）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後 1 か月以内

部 数：電子データ形式（メール PDF 形式、Word 形式。和文及び英文（それぞれ全文）。）、簡易製本（和文 2 部、英文 3 部）、電子データ形式（和文、英文）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第 3 章 2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：電子データ形式（メール PDF 形式、Word 形式。和文及び英文（それぞれ全文）。）、簡易製本（和文 2 部、英文 3 部）、電子データ形式（和文、英文）

4) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第 3 章 2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文 6 部、英文 7 部（製本）、電子データ形式（CD-R 和文 8 部、英文 10 部）、電子データ形式（メール PDF 形式、Word 形式）

(2) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA の様式による収集資料リストを付した上で、業務終了後に JICA に提出する。

(3) その他提出資料

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、JICA に 5 営業日以内に提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を JICA に提出する。

2) 業務従事月報

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを JICA（JICA バングラデシュ事務所含む）に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、第 6 条で報告書に記載せず別途 JICA に提出することとした情報や、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 調査報告書作成にあたっての留意事項

- ① 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ② 各調査報告書は、バングラデシュ政府への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、承諾を得ること。
- ③ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ④ 英文報告書については、提出前にネイティブチェックにかけることとする。また、英文報告書作成に際し、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ⑤ レポートが分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ⑥ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ⑦ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

別紙1：報告書目次案

別紙2：プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次（案）

注）本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及びJICAとの協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICA と適宜協議の上、調査を行うものとする。

調査要約

地図

写真集

1. 調査の概要

- (1) 調査の背景
- (2) 調査の概要
- (3) 調査団と調査工程
- (4) 調査結果の概略

2. バングラデシュにおける社会保障セクターの概要

- (1) 一般概況
- (2) 社会保障分野に関連する開発戦略・計画
- (3) 社会保障分野における実施体制
- (4) 社会的排除に係る分析
- (5) 当該セクターにおける他の開発パートナーの支援状況
- (6) 他ドナーの動向

3. 公的医療保険・医療保障制度に係る現状と課題

- (1) 公的医療保険・医療保障制度に係る主な施策のレビュー
- (2) 公的医療保険・医療保障制度サービス全般の状況と課題

4. 貧困層、生活困窮者向けサービスに係る現状と課題

- (1) 現在の社会福祉制度全般のレビュー
- (2) 福祉サービスの提供の現状
- (3) インフォーマル・リソース・マッピング
- (4) 貧困層の状況と福祉サービスへのアクセス度合、アクセスにおける障害
- (5) ICT・DXを活用した革新的な取り組み方針の有無・課題

5. 高齢社会対策に係る現状と課題

- (1) 高齢化に係る基本的指標やデータの収集
- (2) 現在の高齢化政策全般のレビュー
- (3) 高齢者向け所得保障制度・公的サービス全般の状況と課題
- (4) 今後、必要性が見込まれる制度や施設・サービスを巡る現状と必要な取り組み
- (5) 特に求められる公的介護サービスの範囲やその持続可能な提供に向けて必要な

取り組み

6. 障害者向け福祉サービスの拡充・就労促進に係る現状と課題

- (1) 障害者支援に係る主な施策のレビュー
- (2) 障害者向け福祉サービス全般の状況と課題
- (3) 障害者支援機関の詳細
- (4) 現地障害者団体への聞き取り内容
- (5) 今後、必要性が見込まれる制度や施設・サービスを巡る現状と必要な取り組み

7. 労働者の権利保護に係る現状と課題

- (1) 雇用支援政策全般のレビュー
- (2) 雇用支援機関の詳細
- (3) 失業者の所得保障制度や雇用促進の為の制度やサービスの状況と課題

8. 児童福祉支援システムに係る現状と課題

- (1) 児童福祉に係る課題、現状等のデータ収集
- (2) 児童福祉全般に係る主な施策のレビュー
- (3) 児童福祉支援サービス全般の状況と課題
- (4) 今後、必要性が見込まれる制度や施設・サービスを巡る現状と必要な取り組み

9. 今後の協力量針の提言

- (1) バングラデシュの社会保障セクターにおける課題整理
- (2) 今後必要とされる技術協力の内容
- (3) 短期・中期でのJICA支援計画
- (4) バングラデシュ側での対応事項

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

| No. | 提案を求める内容 | 特記仕様書案での該当条項 |
|-----|--------------------------|--|
| 1 | 全調査項目での網羅的且つ最適な調査手法 | 第4条 調査実施の留意事項 (1) ③ジェンダー主流化 |
| 2 | 社会保障制度に紐付けた社会経済開発状況の分析手法 | 第5条 調査の内容 (1) ①バングラデシュの社会経済開発状況 |
| 3 | 想定される支援案の追加検討 | 第5条 調査の内容 |
| 4 | 調査スケジュール案、現地人材の有効活用案 | 第4条 調査実施の留意事項 (2) 調査実施体制 |
| 5 | 定量的な成果指標及びその調査方法 | 第4条 調査実施の留意事項 (3) ア) インセプション・レポート (案) にかかる協議 |

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：社会保障分野の ODA 事業に係る各種支援業務
なお、脆弱層支援に係る各種支援業務の経験を有することが望ましい。

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

▶ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年2月上旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インセプション・レポート：2024年3月1日まで
- 2) ドラフト・ファイナル・レポート：2024年7月12日まで
- 3) ファイナル・レポート：2024年8月15日まで

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約11.5人月

2) 渡航回数を目途 全14回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

▶ 課題分析にかかるアンケート・ヒアリング調査等の実施

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 8th FIVE YEAR PLAN JULY 2020- JUNE 2025
- National Social Security Strategy (NSSS)
- NSSS Midterm Progress Review

2) 公開資料

- 課題別指針社会保障（医療保障・年金等の所得保障・社会福祉）（2013年6月）
https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/social_sec/ku57pq00002cyac5-att/guideline_social_sec.pdf
- 児童福祉分野課題対応力強化のための情報収集・課題分析業務 調査報告書（2021年3月）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044601.pdf>
- 国別障害関連情報バングラデシュ人民共和国（2021年2月）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044767.pdf>
- 外国人介護人材受入に関する情報収集・確認調査ファイナルレポート（2023年3月）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000049727.pdf>
- バングラデシュ国保健セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート（2022年3月）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12369393.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

| | 便宜供与内容 | |
|---|-------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | 無 |
| 2 | 通訳の配置 | 無 |
| 3 | 執務スペース | 無 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等） | 無 |
| 5 | 事務機器（コピー機等） | 無 |
| 6 | Wi-Fi | 無 |

必要なアポイントメントの取付は、原則コンサルタントが行うことを前提とするが、本調査実施にあたり、発注者から関係機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するなど、円滑な調査実施のための支援を行う。

(6) 安全管理

現地業務に際し、JICA の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・後に、必ず以下の事項を行うと共に、関係者の渡航計画や業務実施状況を JICA 所定の書式を用い、渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に提出し、JICA の承認を得ること。

<業務渡航の条件（事前準備）>

- ・ 渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「バングラデシュ国安全対策マニュアル」を熟読する。
- ・ JICA 事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- ・ 渡航前に JICA 事務所に申請の上、JICA 事務所が管理する安全情報メーリングリスト及び SMS 配信リストへの登録を行う。
- ・ 渡航前に、安全対策研修（Web 版等）を受講する。
- ・ 渡航・滞在時点での最新の行動規範を遵守する。
- ・ 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。それ以外の場合であっても、最新の治安情勢や空港からの（または空港までの）移動経路の安全状況の事前確認、渡航の優先度等を踏まえる。

<現地での行動>

- ・ ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA 事務所の承認を得る。
- ・ 外勤は、勤務先や訪問先及びその周辺地域の安全状況を踏まえて、要すれば JICA 事務所または配属機関等が手配する警護付き車両での移動等、必要な安全対策措置を講じることを条件に実施する。継続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- ・ 国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- ・ 業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得ること。
- ・ 短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS／電話で入れる。

- ・日頃から行動パターン（通勤／移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- ・十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する（右対応は通常業務で使用する携帯電話の使用を想定しており、かかる通信費は上限額内に含めています）。
- ・車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- ・空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- ・単独行動を極力控える。
- ・イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- ・服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

ダッカ市内

<全般>

- ・行動エリアは、オールドダッカ及び旧刑務所周辺を除く地域とする。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- ・日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- ・リキシャ・CNG の利用はバリダラ地区のみ可とする。公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

- ・業務外の夜間（日没後）の行動は、バリダラ、ボナニ、グルシャン及び JICA 事務所が利用を認めたホテルのみ可とする。
- ・夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- ・夜間（日没後）の移動は車両とする（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）。但し、夜間の徒歩移動は、バリダラ、ボナニ、グルシャンの 3 地区に限り、15 分程度のみ可とする。

ダッカ市内以外の全土（チッタゴン丘陵地帯を除く）

<全般>

・行動エリアは、滞在都市内の地域とする（但し、ロヒンギャ避難民キャンプ地域への訪問は不可）。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- ・日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- ・リキシャ・CNG・公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

- ・夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- ・夜間の移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

52,601,000円（税抜）

なお、定額計上分 1,500,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

【記載例】

| | 対象とする経費 | 該当箇所 | 金額(税抜き) | 金額に含まれる範囲 | 費用項目 |
|---|----------|-----------|------------|---------------------------------------|-------|
| 1 | 各調査に係る経費 | 第5条 調査の内容 | 1,500,000円 | 課題分析にかか るアンケート・ヒ アリング調査等 の実施 | 現地再委託 |

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒クアラルンプール⇒ダッカ(マレーシア航空)

東京⇒シンガポール⇒ダッカ(シンガポール航空)

東京⇒バンコク⇒ダッカ(タイ国際航空)

東京⇒ダッカ(バングラデシュ航空)

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 13,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙 3 : プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|-----------------------------------|-------------|-----------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | (4) | |
| ア) 各種支援体制 (本邦/現地) | 3 | |
| イ) ワークライフバランス認定 | 1 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (65) | |
| (1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法 | 35 | |
| (2) 作業計画等 | 30 | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (25) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 | 業務主任者 のみ | 業務管理グルー プ/体制 |
| 1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u> | (25) | (10) |
| ア) 類似業務等の経験 | 12 | 5 |
| イ) 業務主任者等としての経験 | 5 | 2 |
| ウ) 語学力 | 5 | 2 |
| エ) その他学位、資格等 | 3 | 1 |
| 2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u> | (-) | (10) |
| ア) 類似業務の経験 | - | 5 |
| イ) 業務主任者等としての経験 | - | 2 |
| ウ) 語学力 | - | 2 |
| エ) その他学位、資格等 | - | 1 |
| 3) 業務管理体制 | (-) | (5) |